

# 平成29年度「ゆう活」取組



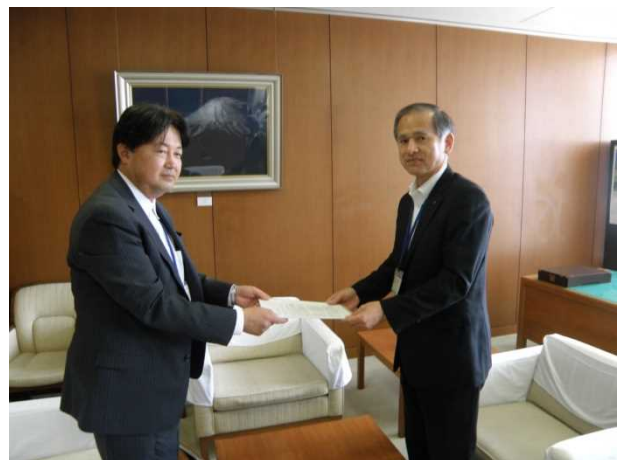
## 労使団体要請

平成29年度6月12日  
山形商工会議所訪問

平成29年6月13日  
一般社団法人山形県経営者協会訪問



山形県中小企業団体中央会訪問



山形県商工会連合会訪問



## 山形経済同友会訪問



## 山形県社会保険労務士会訪問

平成29年6月14日

日本労働組合総連合会山形県連合会訪問

平成29年6月16日

山形県労働組合総連合会訪問



一般社団法人

山形県労働基準協会連合会訪問



# 事業主団体あて要請文

平成〇〇年〇月〇日

関係事業主団体 代表者 各位

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する要請書

日頃から労働行政の推進に当たり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。

山形県においても、年間総実労働時間が全国平均と比べ長くなっていることなどから、平成29年2月10日に県内の労使団体、県及び関係機関による「正社員転換・働き方改革推進会議」を開催するなど、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」の取組を進めているところです。

「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要であり、各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境を醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれています。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年3月からは、働き方改革を促し、消費活性化のため、月水金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。各企業においても、それぞれの企業の実情に応じ労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組の推進に当たりましては、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、各企業において積み重ねてきていただいた取組事例などを周知し、それぞれの企業や働く方の実情に応じて、まずは事業所内の取り組みやすい部署から、あるいは夕方の活用を要望する方から、労使の話し合いも踏まえ取り組んでいただけるよう展開してまいります。

つきましては、これまでも貴団体より、傘下企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御理解を賜って来たところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に向けた周知啓発に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

山形労働局長 庭山 佳宏

(参考)

「ゆう活」の取組に関する情報

(<http://www.ahl.go.jp/mizukunitaite/buncho/kyouhou/coudouki/jin/yuuho/>)

# さあ、帰ろう。キラめく夕方が待っている。

仕事を早くはじめて、早く帰る。そして、夕方からオフを楽しむ。それが「ゆう活」という新しい働き方。  
「平日は遅く…」と辞めていたことが、働き方を変えてみるようになるかもしれません。  
日が暮くなるこの夏、あなたの職場でも「ゆう活」してみませんか？

ハッピーアワー  
の時間から  
暑気払い。



昨年は諦めた  
平日の花火大会  
にもGO!



英会話に行って、  
その後、なんなら  
合コンにも。



早く帰ると、  
フコもゆったり、  
ごはんもゆったり。



子どもと公園で  
待ち合わせて  
キャッチボール!



毎タラニング、  
その結果、  
ダイエットにも。



行きかかった  
お料理教室で  
レシピ増量!



はじめよう! 夕方を楽しく活かす働き方。

# ゆう活

山形労働局 労働環境・均等室 山形市青澄町2-2-1 電話022-824-8228

内閣府「政府広報オンライン」からダウンロードしポスターを作成

## 山形労働局作成周知用リーフレット

### 「ゆう活」のおすすめ

メリハリのある働き方で労働者の健康増進と生産アップを図りましょう



#### 「ゆう活」とは

政府では「働き方改革」の一環として、働き方の見直しを促す。結果よく働く働き方、夕方には無理なく帰る働き方、夏の生活スタイルを促進する働き方（「夏の生活スタイル促進（ゆう活）」）を奨励しています。  
具体的には、夏の時期に「短時間勤務」や「フレックスタイム制」等を推進し、夕方早くに帰る働き方を促進する働き方に促すことにより、それぞれの企業や働く人の実情に応じた柔軟な働き方を可能な範囲で実践いただくものです。

#### 「ゆう活」のメリット

- 長時間労働の抑制  
ワークライフバランスの実現
- 仕事の効率化を通じた労働生産性の向上  
労働力不足による需要創出
- 国民が夏かさを享受
- 強い経済の実現を後押し

#### 「ゆう活」を導入するには

- 始業・終業時間の前倒し**  
(例) 始業時刻(8:30)を最大7:30まで繰り上げ可能とし、通勤事情を考慮し、交通アクセスの良い店舗を対象とし、1ヶ月間実施。
- シフト勤務制等の拡充**  
(例) 接客部門については、基本の勤務時間(8:45~17:45)のほか、複数の勤務時間帯から選択可能な制度を導入し、朝型勤務(7時から勤務可)を推奨。
- 時間外勤務対価前払型**  
(例) 所定労働時間(8:00~17:15)を基本とし、時間外勤務が必要な場合は、早出残業などで対応することを要請。

#### 「ゆう活」の実施にあたっての留意点

業務効率化及び生産性の向上が不可欠です。仕事の調整時間を早めても、結果として帰る時間がかわららず、労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。仕事を早く終了、早く帰るよ引に、「ゆう活」の取組にあわせて、業務の効率化、働き方への意識の改革を図りましょう。  
また、「ゆう活」の取組は、まずは事業所内で取組みやすい範囲から、夕方の活用を奨励する方から始め、労務の話し合いを踏まえ対応策を拡大する方向も考えられます。

企業の取組事例は「働き方・長所改革ポータルサイト」  
[<https://www.work-life-balance.mhlw.go.jp/>]で確認することができます。取組内容を掲載の上、それぞれの「夏の生活スタイル改革」に取り組みんでみてはいかがでしょうか。



山形労働局 労働環境・均等室 山形市青澄町2-2-1 電話022-824-8228

### 民間企業における「ゆう活」の取組状況(平成27年9月厚生労働省実施)

政府における「夏の生活スタイル改革」(「ゆう活」実施後の現状を把握するため、アンケート調査を実施。アンケートで把握した「ゆう活」の取組に合致する取組について、厚生労働省でアンケートを実施した企業22社から回答を得た。

- ①取組内容**  
「始業・終業時間の前倒し」29社、「休業日の労働時間を休業前にシフトの調整で」28社。
- ②取組時期**  
政府の取組方針等をきっかけに、今年の夏から取組を始めた企業は27社、夏季限定で実施している企業が34社、過去で実施した企業17社。
- ③対象者**  
全従業員を対象として実施21社、部門を限定(例:本社のみ)して実施19社、特に非正規雇用(例:株主兼職以外の社員)、新卒者のみの取組として実施。
- ④業務の効率化に関する取組**  
労務時間の短縮24社、業務の廃止や出番者の範囲の見直し12社、また、人員配置の見直しなどの組織レベルの見直し10社、社内の電話を禁止して業務に集中して取り組む時間を設定4社。
- ⑤取組の効果**
  - 【1】労働時間  
労働時間外労働を含む労働時間が「減った」26社、「変わらない」17社、一方で「増えた」7社あり、原因として、取組以外の理由(大規模なシステム改修や大規模プロジェクトなど)16社、また、「早出・遅退時短社の増進を実施したが、想定どおり、早出の労働時間がのびてしまった」1社。
  - 【2】従業員の労働時間に対する意識  
「高まった」14社、一方で「社内で労働時間減る」と回答。
  - 【3】労働生産性の向上  
「向上した」14社、一方で「社内で労働時間減る」と回答。
  - 【4】稼働率での変化  
「変わらない」28社、「規則正しい生活リズムが保てるようになった」「従業員は減少傾向」といふ企業もあり、「わからない」10社。
- ⑥今後の方針**  
「今後も継続する」28社、ただし未定、現時点で来年度は実施しない予定と回答した企業はなし。

#### 企業の取組事例

- A社 (山形県)**  
製造業 従業員約100人  
**新設勤務の推進と夜間勤務抑制の取組**  
午後5時以降の時間外勤務を控えることとし、夜間勤務を時間外勤務が必要の場合は、効率性を考慮し、就業時刻(8時)前の勤務を推奨。
- B社 (秋田県)**  
製造業 従業員約400人  
**始業・就業時刻の前倒しの取組**  
5月から9月まで、始業時刻を1時間前倒し、勤務時間を7:30~16:15として短時間勤務を実施。
- C社 (岩手県)**  
小売業 従業員約1900人  
**短時間勤務を導入する取組**  
平成28年度から6月~9月の期間に短時間勤務を導入。本社の社員(約100名)の短時間勤務。30分前倒し、8:30~17:30として短時間勤務を実施。

平成29年度地域の特性を生かした休暇取得促進のための環境整備事業(新庄市)ポスターに「ゆう活」も掲載

みてよし!参加してよし!

# 年次有給休暇を活用して 「新庄まつり」 を盛り上げよう!



**ユネスコ無形文化遺産**

**年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!**

年次有給休暇の計画的付与制度とは…  
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を繰り上げた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を振り替えることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が働き、予定した活動をいやすくなります。

**地域のみんで取り組もう!**

休暇の取得促進に向けて、それぞれの立場で目標が当事者となって取り組むことが必要です。

具体的には…

① 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ

② 管理者が率先して休暇を取得

③ 労働組合等による企業、労働者への働きかけ

④ パースデー休暇や平日休暇など多様な休み方の検討

などが考えられます。

**ユネスコ無形文化遺産**

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の計画的付与制度とは…

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を繰り上げた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を振り替えることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が働き、予定した活動をいやすくなります。

**こんな活用方法があります**

日	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31				

**さあ、帰ろう。キラめく夕方が待っている。**

【ゆう活】に取り組んでみませんか?

【ゆう活】とは?～夏の伝統スタイル披露の開催  
ゆう活は、この期間から、夏の日を堪能します。  
ゆう活は、この期間から、夏の日を堪能します。  
ゆう活は、この期間から、夏の日を堪能します。  
ゆう活は、この期間から、夏の日を堪能します。



厚生労働省 山形労働局 新庄労働基準監督署 / 新庄市

問い合わせ先 【厚生労働省委託事業実施機関】株式会社 東北情報センター 〒996-0001 山形県新庄市十町1-1-1 TEL 0233-29-2411